

令和5年第4回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和5年12月13日(水) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

第 2 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 6 号 安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 8 号 安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について

第 3 議案第 12 号 安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 13 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 15 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 16 号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

第 8 安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙

第 9 発議第 4 号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書

第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

第11 特別委員会の閉会中の継続調査について

第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前10時00分

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（浅野 勉） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井総務産業建設常任委員会委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） おはようございます。議席番号8番 増井敬史です。

総務産業建設常任委員会委員長報告。岡崎地区の開発について審査等のために当委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1. 審議事項、岡崎地区の開発に伴う税収と普通交付税の関係について。町道について。調整池の管理について。進出企業の雇用状況について。
2. 開催日時及び場所、令和5年12月5日火曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。
3. 出席者、（1）委員 委員長、私、増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員。（2）説明員 西本町長、富井副町長、吉村総務部長、吉田一弘住民生活部長、廣瀬事業部長、富士総合政策課長、吉田裕一危機管理室課長、勝井税務課長、池田事業課長。（3）議会事務局 溝本事務局長、宮前主事。

4. 内容、①岡崎地区の開発に伴う税収と普通交付税の関係について

物流センターの建物は令和5年に竣工したので、県税事務所が評価して課税標準額を算出して令和6年から固定資産税が賦課される。

敷地は令和3年度は雑種地として、令和6年度からは宅地として固定資産税を課税する。

企業誘致促進策として、5年間の固定資産税の2分の1を減免している。

税収額と普通交付税の関係は、税収額の75%が基準収入額とみなされ、その額が普通交付税から減額される仕組みであるが、税の実収入額と普通交付税の合計は約25%増額することが理解できた。

②町道について

かしの木台からの町道 岡崎28号線について、警察協議において、町道として通り抜けできない道路は一般車両が利用できないので町道認定の廃止の指導があった。

現状、町道には認定されているが、供用開始をしていないので一般車両の通行を制限している。道路用地の購入をするよう企業側に交渉しているが、交渉は難航している。

結論として、町道認定の廃止はせず、町有財産使用届を企業側より提出してもらい、日常の管理を条件に使用許可を出すことにする。

敷地の南側からの町道 岡崎29号線から町道 岡崎24号線に通り抜けができないという警察協議において、通過交通が増加するという理由であるが、地元の住民が通れるよう交渉を継続してほしい。

③調整池の管理について

工事中は施工業者が管理をしていたが、開発許可の条件に基づき調整池の最終仕上げが完了後は安堵町に寄贈することになっている。寄贈後、町が管理することを確認した。

④進出企業の雇用状況について

現在3社稼働しており、パート従業員合計16名が雇用されている。近日中に入居する企業がある。

以上のとおり岡崎地区の開発に伴う懸案事項について説明を受け、活発な質疑が行われ認識を共有することができた。

以上です。

議長（浅野 勉） これで、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 今、委員長の方から委員長報告していただきました。まさに、これで内容の方は結構でございますねんけども、ちょっと行政側の方にも、この内容に準じてお願いしておくことが、大事であろうということがございます。

②の町道についての、かしの木台からの町道 岡崎 28 号線の警察協議において、町道として通り抜けできない道路は一般車両が利用できないので町道認定の廃止の指導があったということで、ここで括っていただいております。しかしながら、この現状を見た時には、やはりどうも不自然。不自然ということは、これは住民が見ても感付いておりますので、できるだけその通行量を察知しながら、できるだけ早い時期にですね、先線について通行できるように行政側としても警察とまた協議していただきたい。ということを申し述べたいと思います。

その辺、町長、何かコメントございませんか。

町長（西本安博） はい。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今、森田議員の方からおっしゃいました、そのとおりだと思います。元々が、通り抜けできるという形でスタートしたんですが、諸般の事情で、警察協議の中で、ちょっと今の状態ではということで、こういう形になりました。

その辺、全体が完成して交通量、通行の種別、いろんなことがある程度把握できましたら、できるだけノーマルな形になるように努力はしていきたい。このように思っておりますのでよろしくお願いします。

9 番（森田 瞳） はい。結構です。

議長（浅野 勉） また今後とも、善処の方よろしくお願ひしたいと思います。

議長（浅野 勉） それでは、続きまして日程第 2 「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。文教厚生常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井文教厚生常任委員会委員長。

（福井文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（福井保夫） おはようございます。4番 福井です。令和5年12月7日、安堵町議会議長 浅野勉様。文教厚生常任委員会委員長 福井保夫。文教厚生常任委員会報告をします。

去る、11月30日の本会議において付託された議案の審査のため、当常任委員会を開催したので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 調査事項、付託案件について。

議案第6号「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第8号「安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について」

2. 開催日時及び場所、令和5年12月7日木曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員 福井委員長、松田副委員長、近藤委員、森田裕康委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。（2）説明員 吉村総務部長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、辻井教育次長、富士総合政策課長、増田住民課長、池田事業課長、吉田教育推進課長。（3）議会事務局 溝本議会事務局長、宮前主事。

4. 報告内容、去る、11月30日の本会議において付託された案件について、各部長、課長から詳細な説明を受け、慎重に審査した。当委員会としての結果は次のとおりである。

（1）議案第6号「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について」住民生活部長、住民課長から説明を受けた。

今回の条例制定の目的は、令和6年度末のまほろば環境衛生組合が整備される廃棄物運搬中継施設の竣工を見据え、将来にわたり、一般廃棄物を円滑かつ適正に収集・運搬・処理・処分を行うため、住民の利便性の向上を図り、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、災害時に発生する廃棄物にも対応でき、より一層衛生的で安心なまちづくりを図るためである。

施設の名称は安堵町一般廃棄物等管理事務所、位置は安堵町大字笠目326-1、業務区分は集積場及びストックヤードである。令和7年に完成予定である。

各委員の質疑が行われた。ごみ等の持ち込み処理については、今後検討していくとのこと。

審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

（2）議案第8号「安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について」教育推進課長から説明を受けた。

各委員の質疑が行われた。集会所は令和6年度に解体するための予算要望をする予定である。

審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

以上です。

議長（浅野 勉） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより案件ごとに、討論、採決を行います。

はじめに、議案第6号「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は原案どおり可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第8号「安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案どおり可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第3 議案第12号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第4 議案第13号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) おはようございます。総合政策課 富士です。議案第12号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」並びに議案第13号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」、一括して提案理由と内容を御説明いたします。

「地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)」が本年5月に公布され、当該法律において、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規程の整備がなされました。これに伴い本町の関係条例について所要の改正を行うものです。

はじめに、安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第3条の第1項では、会計年度任用職員の給与について「勤勉手当」を追加し、第13条の2及び第22条の2として、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加いたしま

す。

また、第22条第1項については、パートタイム会計年度任用職員の定義について、新たに規定する第22条の2において用いる同名称も同じとすることを明示するために文言を追加いたします。

次に、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表をお願いいたします。

第19条第1項中、会計年度任用職員に支給する給与として「勤勉手当」を追加します。

なお、議案第12号、議案第13号ともに施行期日は令和6年4月1日です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号 安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

なお、本件につきましても、改正文は先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第12号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第13号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第5 議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由と、その内容を御説明いたします。

本件につきましても「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）」が公布されたことに伴い、本町における関係条例について所要の改正を行うものでございます。

職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第7条第2項中、括弧書きを削除することにより、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象から除外しないことといたします。

第8条では、育児休業から復職後の号給を調整する対象者として、会計年度任用職員のうち、パートタイムの者を除くことを明記いたします。

なお、施行期日は令和6年4月1日です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第6 議案第15号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第15号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、それぞれ公布され、国民健康保険税に係る改正部分については令和6年1月1日より施行されることから、所要の条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、出産する国民健康保険被保険者の出産予定日の属する月、いわゆる出産予定月の前月から、出産予定月の翌々月までの期間4か月間の国民健康保険税における所得割税額と均等割税額を免除するため改正を行うものでございます。なお、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの期間6か月間を同様に免除いたします。

それでは、詳細につきまして説明いたします。議案書の4ページ、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第22条に、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合、その出産被保険者の所得割額及び均等割額を減額する規定として「第3項」を追加します。

追加した第22条第3項中、第1号では出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額の減額、第2号では出産被保険者に係る基礎課税額の均等割額の減額、第3号では出産被保険者に係る後期高齢者支援金課税額の所得割額の減額、次のページをお願いいたします。第4号では出産被保険者に係る後期高齢者支援金課税額の均等割額の減額、第5号では出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額の減額、第6号では出産被保険者に係る介護納付金課税額の均等割額の減額をそれぞれ規定しています。

続きまして、23条の3の次に、「23条の4」を追加します。この規定は国民健康保険税の納税義務者は、世帯に出産被保険者が属する場合、届出書を提出しなければならない旨の規定でございます。

以上でございます。

なお、この条例は令和6年1月1日施行とさせていただきます。また適用区分として、令和5年度分の令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度の国民健康保険税といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第15号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第7 議案第16号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第16号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」、提案理由を御説明させていただきます。

補正内容といたしまして、大きく分けて四つございます。

一つ目は、総務費において、氏名の読み仮名に係る戸籍法令改正に対応する附票システム改修委託料246万4,000円で、財源は国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

二つ目は、民生費において、物価高騰の負担が大きい低所得者の負担軽減を目的とし、1世帯あたり7万円を給付する支援事業7,926万9,000円で、財源は今回概算交付される国庫補助金、地方創生臨時交付金を5,440万4,000円です。

三つ目は、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、二つ目の事業とは別枠のものです。民生費において、低年齢児の保育料及びこども園児、低年齢児を除くこども園児の給食費無償化のために19万8,000円。並びに教育費において私立幼稚園に通園する子供の給食費無償化のために8万3,000円。当該事業の財源は全額国庫補助金、地方創生臨時交付金を活用いたします。

また、商工費において1世帯あたり5,000円分の地域振興券発行事業といたしまして2,550万円。当事業には国庫補助金の地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用いたします。

給食無償化に伴いましては、歳入において使用料の、保護者が負担するこども園通常保育費198万2,000円並びに雑入、こども園給食費と小中学校給食費330万8,000円が減額となります。

四つ目の理由として、民生費において、共同浴場、日新湯の給湯ポンプ等の不具合が生じ、早急に修繕を要するために修繕料90万7,000円で、財政調整基金を充てます。

以上により款ごとの補正について申し上げますと、補正予算書の3ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳出の部をお願いいたします。

2款 総務費、3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額4,936万2,000円、補正額246万4,000円、計5,182万6,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億2,046万5,000円、補正額7,926万9,000円、補正後の額8億9,973万4,000円。同款2項 児童福祉費、補正前の額4億1,651万9,000円、補正額19万8,000円、計4億1,671万7,000円。同款3項 人権対策費、補正前の額4,810万1,000円、補正額90万7,000円、補正後の額4,900万8,000円。

6款 商工費、1項 商工観光費、補正前の額6,675万6,000円、補正額2,550万円、計9,225万6,000円。

9款 教育費、4項 幼稚園費、補正前の額730万9,000円、補正額8万3,000円、補正後の額739万2,000円。同款6項 保健体育費、補正前の額8,923万5,000円、これは今回の補正対象外でございます。

次に、1ページ戻っていただいて2ページ、歳入の部をお願いいたします。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、補正前の額7,548万6,000円、補正額マイナス198万2,000円、計7,350万4,000円。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億5,166万4,000円、補正額7,851万円、補正後の額2億3,017万4,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億383万円、補正額3,593万8,000円、補正後の額2億3,976万8,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額8,859万7,000円、補正額マイナス404万5,000円、補正後の額8,455万2,000円です。

以上によりまして、歳入歳出ともに補正前の額40億4,614万7,000円、補正額1億842万1,000円、補正後の額計41億5,456万8,000円となります。

また、補正予算書4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正についてでございますが、令和6年度に子ども家庭総合支援拠点整備の準備を進めるにあたり、同拠点事業として2,290万4,000円を債務負担行為限度に設定するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第16号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いします。

議案第16号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億842万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,456万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月13日提出、安堵町長 西本安博。

第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 補正予算の内容につきましては、議会運営委員会、議案説明で色々と説明していただきました。ちょっとその内容について、安堵町の場合はどういう方向でもって総務費の国庫補助金、これで補正額 7, 800 万ですか、この辺のことで予算、今度計上されるんですけども、この内容のことにつきましては、支出の方で、電力・ガス・食料品等の物価高騰、このことにつきましてはの国からの制度ということで聞き及んでおります。

今、聞きたいのは、安堵町でこの対象になる世帯数はですね、何件ぐらいの世帯数が対象になっているんですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。自席から失礼いたします。7 万円給付でございます。1, 100 世帯を目途としておりまして、7, 700 万円を民生費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の方に計上しておる状況でございます。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 1, 100 世帯ということで、かなりの世帯、安堵町にしては、かなりの世帯の方も、それで見当つくんですけども、このね、支払方法というか支給方法というのはどういう形をとっておられますか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） 振込なんですけども、プッシュ型と言いまして、以前に同様の給付を行っている方については、その情報を得まして早急に振込をさせていただき、新規で給付をする方については確認書を送付した上で、口座の方、送り返していただいたところに振り込んでいるという状況でございます。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） この対象となる、いわゆる低所得の世帯ということですね。低所得の世帯という基準額は、どういう内容でなっとるんですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） 住民税非課税世帯が対象となっています。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 住民税非課税世帯ということで、わかりました。その支払方法で先ほど、いわゆる振込制度ですね、振込を活用しておるということで、これは全国的にその振込制度でやっておるのですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） ほぼほぼそうだと思います。全国のことを把握している訳ではないので、同様な形で支払いをされているというふうには認識しております。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 恐らく、それが主流やと思うんですけどもね、このやはり 7 万円というのは、この世帯として、いただける側は本当に幸せな、私はそう思うんです。

ただね、銀行振込をして、町はよろしいよ、振込したら一瞬の間に振込できますからね。状況で。今、地域の振興券、今、商工会で色々とお世話かけてる。1 世帯ごとにやはり郵送、振興券を郵送してるんですね。振興券のような形で郵送はできないにしても何らかの形で、国の制度にしろ、やはりこれ本人が銀行振込ということになってきて実際、中身をしていけば、恐らくやその関心度が、恐らく半分ぐらいしか関心持ってくれないやろう。私はそう思うんですよ。実際上どうかわからないけども。

口座の残高の一部に入っていく訳なんですよね。口座の残高の中で。果たして、この物価安定のことに關しての、国の補助とは言え、町から經由して振込される訳やけども、そのありがたみというのが、なかなかちょっと私はね、やっぱり感じていただけるのかなと。

やはり地域振興券であれば、郵便の中でもって判子をついたことによって、国の施策によって町から受け取ったということが、これは実感がある訳や。ただ、だからその辺のことで今更どうこう言うことは何ですけども、その辺のことを含めて、やはりこの 7 万円が、いかにありがたいというような国の制度、また町を通じていただけるんだなということは、これはやはりいただく側になったら感謝せないかん。私そう思います。これはね。

だから、そういうことも含めて安堵町で、国のそういう制度でありながら、町としてはこういう内容で振込をさせていただきます。したる代わりに町長からの文書、紙面でですね、本人に通知するということが、知らん間にお金が増金に入ってたでということは、これは寂しい。課長、そう思いませんか？

私は、そう思うんですよ。だから今後ね、この制度も色々出てきてましたけども、これからもね、ちょっとやっぱり一考してね、やはり本当にこの物価、国は物価の安定を期してやはり支給、補助として町村に流していただいてるねんから、そのことは町としても考えて有効に、その分については、この内容のことの助成金やと、補助金やということでもってわかっていただけの方策をやったり取っていかないと、やはり温かみがないと私は、そう思うんですけども。

今後そういうふうなことで、ちょっとひとつ考えていただいて一つのことを、行動を起こすにしても私は、できたらそのお金をですね、何らかの形で、振興券ではないけども、できるのであればですよ、国の補助金の中での、その末端の町村が支給する状況の、配布の仕方ができ

るのであれば、できたらそういうことも一考するのがいいのかなというように思う訳なんですよ。

これ課長、その辺、今後どうですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） この給付金は国の要綱に則って実施させていただいている制度でございます。

性質上、生活に困っている方に早急に給付の方をさせていただくということが目的ではありますので、この形でやらせてもらうのが一番いいかと思いますが、今の意見も参考に、今できるかということについては、またいろんな御意見をいただきながら検討させていただきたいというふうには考えます。

以上でございます。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 課長ね、早急にということを今おっしゃったね。だからこの内容のことが伝わってきたのは、もっと早よに伝わってきてる訳。今、補正の段階において伝わってきたんじゃない。かなり前から、だからこういうことは、これからの安堵町としてそういう状況のものが例えば生まれてきたのであれば、やっぱり一考してやっていくの方が温かみがある制度じゃないかなと私は、国の肩を持つじゃないけどもね。国のお金のものや町のお金のものや、それはわからないよ。いただく側にとって。

だから、そのことしっかりと、これは町長名でいいと思うんですよ。国からの助成によって補助されたものであり、安堵町としてお支払いするものです。ということの1枚でも、封書でもいいから、何かそういうことも考えながら、していただけたら。

これは余談のことやけども、商工会の地域振興券、難儀してますよ。だから、温かいものをお配りしようとしたら、やっぱりそこまでしないと、受け取っていただいた側、今度もこれ5,000円ということで、今日この補正の中に入ってくる訳やけども、そうしたことも、それであつても、しかし、やはり今後も振興券でやっていこうということで、印刷やら、これから配達やらということになってきて、やはり手間はかかります。それでもしっかりやっていただい

ていることは、これは事実のことでもありますので、ひとつその辺のことも思い起こしていただ
いて。

これは今後とも国の政策となれば、住民課の方ばかりじゃないと思う。これは町全体とし
て、これからもやっぱりその辺のことは認識をしながら、しっかりお金が生きるようなことで、
住民の方にお渡しいただければいいなということをお願いして私の質疑を終わります。

議長（浅野 勉） 他に質疑は、ありませんか。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今の森田議員の関連なんですけど、住民税非課税世帯にお配りするということで、
7 万円。1, 1 0 0 世帯ということなんですけど、人口にしたら 7, 0 0 0 いくらか、全人口のう
ち何人ぐらいの人口幅を持っておるのでしょうか。

議長（浅野 勉） すぐに答えられなかったら、また後でもよろしいか。

6 番（上林勝美） はい。そしたらまた調べておいていただいて。

それともう一つは、この 7 万円、振込ということで、お話なんですけど、1 月中の振込ぐらい
の予定でよろしいのでしょうか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

住民課長（増田篤人） 現在の予定といたしましては、本町のシステムを 1 2 月末ごろに、この給付
に係るシステムのリリースを予定しております。1 月中にその対象者に対して通知の方を送ら
せていただきまして、2 月頃に第 1 回の給付をしたいというふうには考えています。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ありがとうございます。2月頃ということで。それともう1点お聞きしたいのですが、保育園の無償化ということなんですが、198万2,000円保育料を割引くというお話なんですが、対象児童はどういう形になっておりますか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。藤岡課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。自席より失礼いたします。こちら保育料の無償化ではなく、給食費になっております。こちらの方の出なんですけども、町外の園に行かれている方の分になっております。

6 番（上林勝美） 保育料と書いてますけど。この198万2,000円。通常保育費となっておりますけど。

議長（浅野 勉） ページ数、何ページですか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 9ページの歳入の方でいいですかね。保育等使用料という項目のことですかね？

歳入の方なんですけども、こちらの方は園に在園している150名弱の園児が対象になっているのですけども、低年齢児に関しましては給食費が保育料に入っているということで、ちょっとこのような書き方には、なってるんです。

実際、「保育料」というふうな示しには、なるのですけども、給食費部分だけということで認識していただけるとよろしいかなと思います。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） そしたら、歳入の方では「通常保育費」というふうに内訳が書かれているのです

が、歳出では給食費の無償化ということで理解してよろしいでしょうか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。藤岡課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい。そのような捉え方で結構だと思います。

以上です。

6 番（上林勝美） はい。ありがとうございました。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部 吉田です。今、ちょっと課長の方がお答えさせていただいているのですが、すみません、ちょっと課長、認識が間違っておりまして、0歳児から2歳児までの保育料には、これは保育料としていただいている額に給食費分も含まれているという形でいただいております。今回、2か月分を無償化するという時に、この保育料自体も無償化という形で今、考えておりまして、こういう形の補正予算を組ませていただいております。

つまり、0歳から2歳児の方については2月、3月分の保育料は、いただきません。というように形になります。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 0歳児から2歳児は保育料に給食費も含まれているということで、今回その保育料を0歳児、2歳児も給食費が含まれている保育料をタダにするということでよろしいのですか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 今、議員が認識しておられるとおりでございます。

6 番（上林勝美） はい。了解しました。ありがとうございます。

議長（浅野 勉） よろしいですか。

他に質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第 8 「安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員を指名いたします。

■■■■■■■■■■ 小池博氏、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 宮本晴生氏、■■■■■■■■

■■■■■ 田井秀昭氏、■■■■■■■■■■ 中川皓一氏、以上４名を指名いたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と決めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました小池博氏、宮本晴生氏、田井秀昭氏、中川皓一氏、以上4名の方が安堵町選挙管理委員に当選されました。

次に、安堵町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、同法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員補充員を指名いたします。

第一順位 ■■■■■■■■■■ 谷川博一氏、第二順位 ■■■■■■■■■■ 中寧氏、第三順位 ■■■■■■■■■■ 島田好氏、第四順位 ■■■■■■■■■■ 大門喜信氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました第一順位 谷川博一氏、第二順位 中寧氏、第三順位 島田好氏、第四順位 大門喜信氏、以上の4名の方が、申しあげました順序のとおり安堵町選挙管理委員補充員に当選されました。

議長(浅野 勉) 日程第9 発議第4号「「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。福井議員。

(福井議員 登壇)

4 番（福井保夫） 4 番 福井です。

発議第 4 号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 13 日提出、提出者 安堵町議会議員 福井保夫

賛成者 安堵町議会議員 浅野勉、森田瞳、近藤晃一、森田裕康
上林勝美、増井敬史、松田勝、山岡敏

以上です。

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書

令和 5 年 12 月 1 日、西和医療センターの移転・再整備に関する西和 7 町の説明会が開かれ、その候補地として JR 法隆寺駅南側地区（斑鳩町）が示されました。

西和医療センターは昭和 54 年 4 月の開院以来、40 年以上の長きにわたり西和地域の中核病院として、地域住民が最も頼りとする身近な総合病院として、救急医療を含めた地域医療を担い、安心できる医療体制を提供してまいりました。

さて、国では「こども家庭庁」が令和 5 年 4 月に発足し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども施策の基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」が示される予定です。

国の施策の充実等により子育て世帯の増加が期待されますが、この西和地域には、分娩が可能な施設は 1 診療所と 1 助産院のみであり、慣れ親しんだ場所や住まいの近くで子どもを産むことができない状況であることから、安全に安心して妊娠・出産と子育てができる医療体制が望まれます。

また、医療 DX 推進にあたりオンライン資格認定システムのネットワークを拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治体、保険者等の間で保健、医療、介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム」を国において構築中であり、令和 8 年度から全国的に運用開始を予定されています。

そこで、地域医療を担う新病院の設置にあたり、広く快適な環境のもと治療を受けることができる環境整備を図ることは勿論のこと、特に下記の機能充実等を図るべく、「新西和医療センター整備基本計画」へ反映されることを強く要望します。

記。1. 分娩を含む周産期医療体制の一体的整備

2. 小児二次救急体制の充実

3. 医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 13 日、奈良県安堵町議会

奈良県知事 山下真 様

以上です。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第10「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第１１「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長及び公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第１２「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和5年第4回安堵町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉 会
午前11時04分
